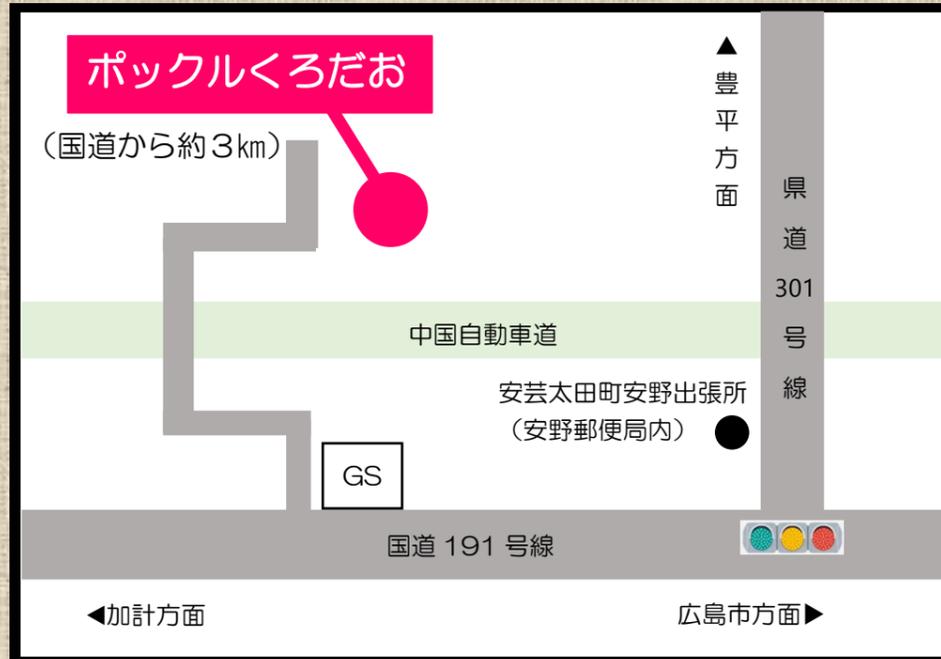


令和4年版

安芸太田町

ごみの出し方 ガイドブック



お問い合わせ先 安芸太田町役場

衛生対策室 ☎0826-23-1120

住民課 ☎0826-28-2116

加計支所 ☎0826-22-1111

筒賀支所 ☎0826-32-2121

<https://www.akiota.jp>



燃えるごみ 1,2P

資源ごみ 3,4P

燃えないごみ 5,6P

プラスチックごみ 7,8P

粗大ごみ 9P

特定家庭用機器廃棄物 10P

ごみの自己搬入について 11P

収集・処理できないごみ 11P

不法投棄について 12P

引っ越しごみ・事業ごみ 13P

SDGsについて 14P

～ごみを正しく分けて、美しく豊かな環境を守ろう～

燃えるごみ



指定袋(1袋 10 kg未満に)

安芸太田町の紙製旧指定袋も使用可能です。

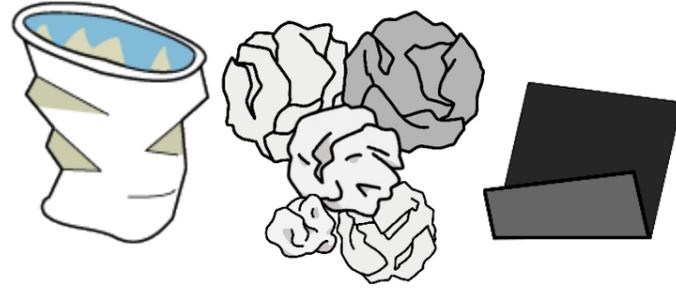
週2回収集

台所ごみ



生ごみ、卵の殻、貝殻、食用油など

再生のきかない紙くず



古紙類以外の紙
(防水加工のしてある紙、名刺サイズ未満の紙、カーボン紙、シュレッダー紙、ティッシュなど)

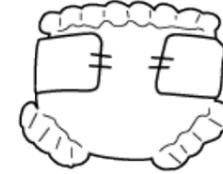
★名刺サイズ以上の大きさの紙ごみ(菓子箱やダイレクトメールなど)は、「資源ごみ(古紙類)」で出してください。(封筒などは、人目に触れさせたくない部分は切り取ってください。)

※ダイレクトメール=広告郵便物

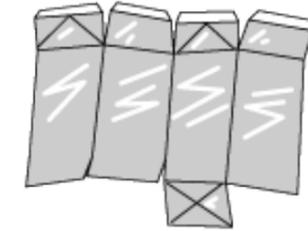
その他の燃えるごみ



木くず



紙おむつ



紙パック
(内側が白くないもの)



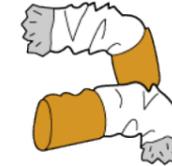
湿布、乾燥剤



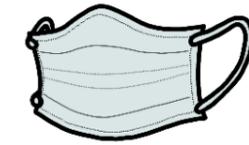
錠剤・薬



ペットの砂



吸い殻



不織布マスク



写真

調味料などの容器(紙製)、

木・竹製品(最長の辺の長さまたは最大径が30cm以下の物に限る) など

燃えるごみの出し方

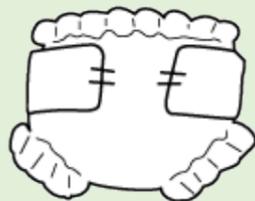
食用油

布や新聞紙などに染み込ませるか固形にして出してください。



紙おむつ

汚物は取り除いてください。



マッチや花火

水に濡らしてだしてください。



せん定した木くず

長さを30cm以下に切り、直径が10cm以下のものを指定袋に入れて少しずつ出してください。

※束ねたものに指定袋を付けて出すことはできません



竹串など

竹串など先がとがったものは、先端を潰して安全に配慮して出してください。



【共通事項】袋の口を十文字に結んでください。

- ごみを出すときには、それぞれ指定袋の口を**十文字にしぼり**中身が出ないようにしてください。
- ごみは**収集日当日朝8時**までに集積所に出してください。
- 1袋**10kg未満**にしてください。



※指定袋等販売店は、町ホームページをご確認ください。

資源ごみ



指定袋(1袋 10 kg未満に)

缶・ビン 週1回収集

衣類・布類・古紙類 月1回収集

次の区分ごとに「資源ごみ指定袋」で出してください。

缶



【ご注意ください】

フタが付いている缶
資源ごみ

フタが外れている缶
資源ごみ

フタのみ
燃えないごみ①

飲み物の缶、缶詰の缶、ペットフードの缶など

ビン



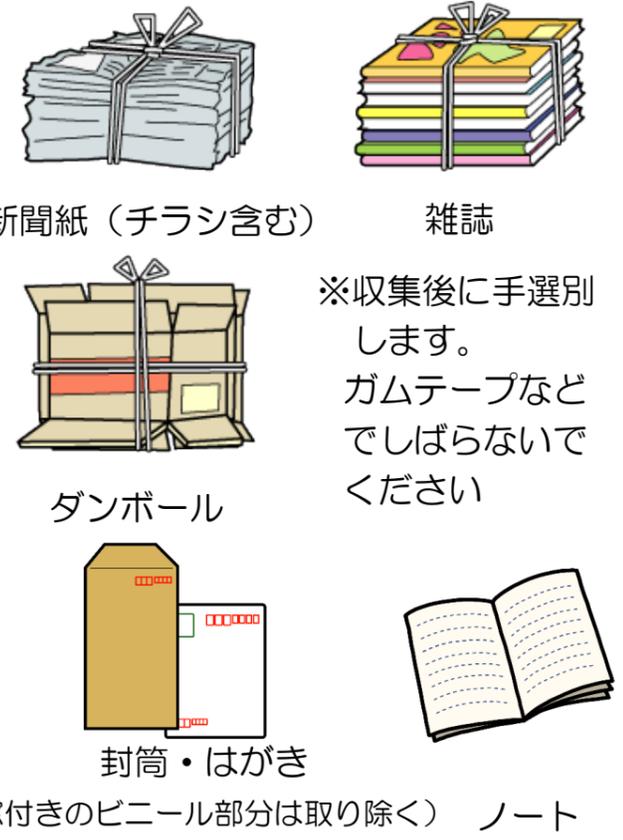
飲み物のビン、一升ビン、調味料のビン、錠剤のビンなど

衣類・布類



タオル、タオルケット、マット(布製)、座布団、枕など

古紙類



新聞紙(チラシ含む) 雑誌
※収集後に手選別します。ガムテープなどでしぼらないでください
ダンボール
封筒・はがき (窓付きのビニール部分は取り除く) ノート
チラシ・パンフレット、コピー用紙、型紙・台紙、菓子箱、ダイレクトメールなどの名刺サイズ以上の紙ごみ など

缶の出し方

- 缶はつぶさないでください。
- スチール缶とアルミ缶を分ける必要はありません。
- 金属製のフタは「燃えないごみ①」、プラスチック製のフタは「その他プラスチック」で出してください。
- 内容物・付着物は取り除いて洗って出してください。

ビンの出し方

- ビンは割らないでください。(割れたビンは、「燃えないごみ③」で出してください。)
- 化粧品など飲食物以外のビンは、「燃えないごみ③」です。
- ラベルをはがす必要はありません。
- 内容物・付着物は取り除いて洗って出してください。

衣類・布類の出し方

- 布団や毛布、じゅうたん、カーペットなど袋に入らないものは「粗大ごみ」で出してください。
 - 会社名や個人名などが入っている場合は、その部分を切り取ってください。
 - 汚れのひどいものは「燃えるごみ」で出してください。
- まだ着られる服は人に譲るなど、リユースを心がけましょう。

古紙類の出し方

- ひもでくくって指定袋を付けて出すか、指定袋の中に入れて出してください。
- バラバラにならないように、ひもはきつく結んでください。
- 汚れのひどいものは「燃えるごみ」で出してください。

燃えないごみ



指定袋(1袋 10 kg未満に)、
家庭ごみ指定袋の外袋

週1回収集

次の区分ごとに「燃えないごみ指定袋」で出してください。

①金属類 (かなもの)



スプーン、フォーク、針金ハンガー、傘、水筒、卓上ポット など

②小型電化製品 及び有害物



電気ポット、カメラ、時計、ゲーム機、体温計(デジタル・水銀)、 など

③陶器・ガラス類 (ワレモノ)



植木鉢、化粧品のビン、温度計、鏡、耐熱ガラス など

④その他不燃物 金属・木・プラスチックの混合物



カミソリ、磁石、造花、油粘土 など

金属類の出し方

- フタや釘などの小さな金属は中身の見える小袋に入れて出してください。
- スプレー缶は使い切って出してください。
※穴は開いていなくても収集します。
- 傘は指定袋から出ていても収集します。
- 傘のビニールは外してください。

小型電化製品・有害物の出し方

- 電池の入っているものは取り出し、電池やライターは別々の中身の見える小袋に入れて出してください。
- 蛍光灯(長いもの)は指定袋からはみ出しても収集します。
- 電気製品のコードは切ってください。

陶器・ガラス類の出し方

- 割れたガラスなど危険のある物は紙などに包み、「割れガラス」等の記入をして出してください。
- 内容物・付着物は取り除いて洗って出してください。

その他不燃物の出し方

- 電池の入っているおもちゃは電池を取り出して出してください。
- 電池は②の区分で出してください。
- 袋を付けて出すことはできません。

家庭ごみ指定袋の外袋使用に関する注意事項

- 外袋を使用して出せるのは「燃えないごみ」のみです。
- 燃えないごみの分別区分と同様に分別して、別々の袋で出してください。
- 中身が出ないように袋の上部をガムテープ等で止めてください。
- 長いものや袋からはみ出るものは、通常の燃えないごみ指定袋で出してください。
- 事業ごみ指定袋の外袋は利用できません。
- 外袋では、事業ごみを出すことはできません。

プラスチックごみ



指定袋(1袋 10 kg未満に)

ペットボトル 月1回収集
 その他プラスチック 週1回収集

次の区分ごとに「プラスチックごみ指定袋」で出してください。

ペットボトル

ペットボトルの出し方



ミネラルウォーター、お茶、ジュースなどの飲料用ペットボトル、しょうゆ、みりん、酢などの調味料用ペットボトルなど

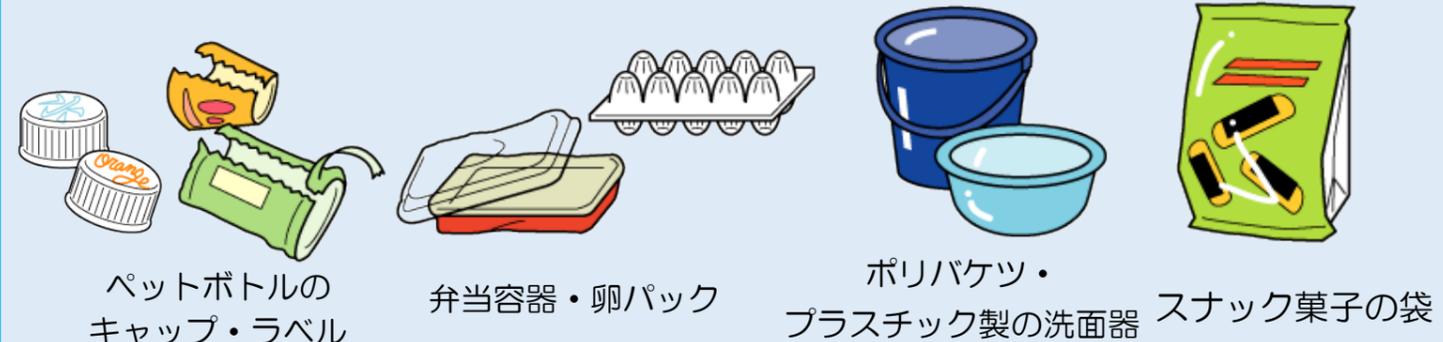


このマークが目印!



数字が「1」のものが対象です。
 ラベル部分やペットボトルの底にこのマークがあります。

その他プラスチック



レジ袋、レトルトパック、チューブ類、卵パックや苺パックの容器、シャンプーなどの容器、プリンやヨーグルトなどの容器、プラスチック製の文房具、ゴムホース、ゴム製品、発砲スチロールなど

このマークが目印!



その他プラスチックの出し方

- ボトル類・チューブ類は中身を使い切ってキャップやフタを取り、内容物・付着物を取り除いて洗って出してください。
 - 発砲スチロールなど大きな物は指定袋に入るように小さくして出してください。
- ペットボトルや食品トレイはできるだけ地域の集団回収やスーパーなどの資源回収ボックスを利用しましょう。**

粗大ごみ

粗大ごみ券(シール)

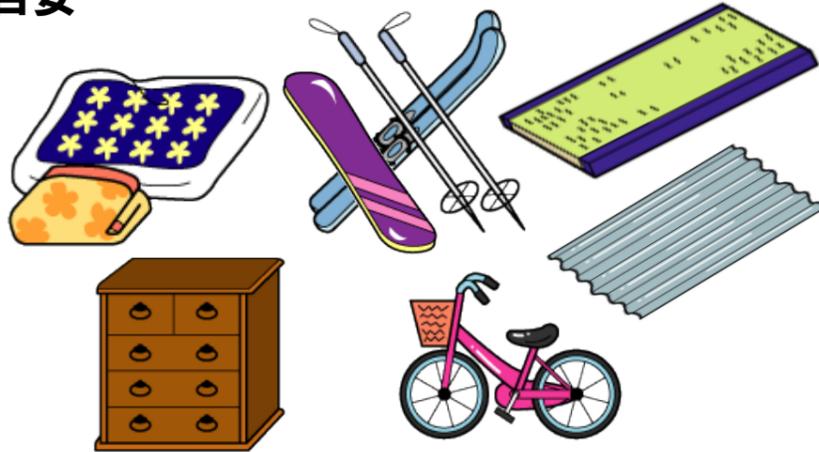
粗大

指定日 年4回収集

指定袋に入らないもの、または10kg以上のものが対象となります。
70kg以上のものは、直接ポックルくろだおクリーンセンターへ持ち込んでください。

●粗大ごみ利用券1枚当たりの目安

- ・布団(1組程度)
- ・スキー(1セット)
- ・じゅうたん、カーペット(1枚)
- ・ゴルフクラブ(1セット)
- ・たたみ(1枚)
- ・トタン板(5枚)まで
- ・物干竿(5本)まで
- ・たんす(1棹)
- ・一斗缶(6個)まで
- ・粗大ごみ利用券はよく見えるところに貼って、粗大ごみ集積場所へ出してください。
- ・たんすなどの中のものはすべて出し、空の状態を出してください。



※ストーブなどの燃料は抜いてください。

※収集日はごみ収集カレンダーなどでご確認ください。

スプリングマット(ソファ、ベッドなど)の排出方法

マットレスなど内部にスプリングが入っているものは、スプリングと布・スポンジなど別々にして出してください。手順は下記のとおりです。(けがにご注意ください)

【手順1】

カッター、ハサミなどで外張りに一周切り込みを入れます。(赤線部分) けがにご注意ください。



【手順2】

外張りをはがします。



【手順3】

カッター、ハサミなどで、スポンジに切り込みを入れ、中のスプリングを外します。
※マットレスによって、スプリングの形状が異なります。



【手順4】

布・スポンジ等を別々にし、下記の分別区分で出してください。

- 綿...燃えるごみ ●布...資源ごみ(衣類・布類)
- スプリング...燃えないごみ①(金属類) または 粗大ごみ
- スポンジ...その他プラスチックごみ



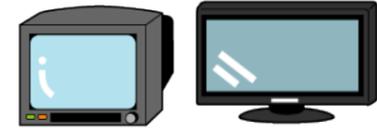
特定家庭用機器廃棄物

指定日
年4回収集

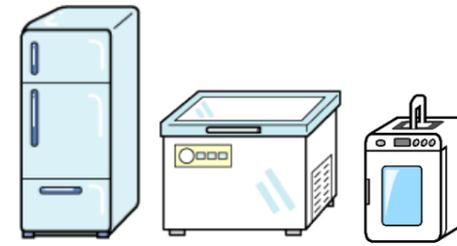
家電リサイクル法対象機器(家電4品目)



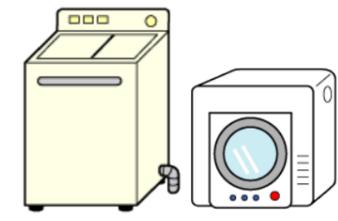
エアコン
(室外機を含む)



テレビ
(ブラウン管・液晶・プラズマ式)



冷蔵庫・冷凍庫(冷温庫含む)



洗濯機・衣類乾燥機

※いずれも
業務用は
対象外です。

次のいずれかの方法で処分してください。

1. 電器店に引き取りを依頼

購入した店舗、買い替えする店舗などの電器店に引き取りを依頼してください。

2. 指定引取場所に自己搬入

郵便局でリサイクル券を購入して、指定引取場所に持ち込んでください。

※指定引取場所とは、メーカーが指定する家電4品目の引き取り場所です。詳細は家電製品協会
家電リサイクル券センターのホームページ (<https://www.e-map.ne.jp/p/rkcsymap/>) で
ご確認ください。

3. ポックルくろだおクリーンセンターへ引き取りを依頼または自己搬入

購入先が不明、購入した店舗が近くにない、もしくは、引き取ってもらえる店舗がない場合等は、ポックルくろだおクリーンセンターに収集を依頼してください。
手順は次のとおりです。

① 郵便局でリサイクル券を購入してください。

※品目・メーカーによって料金が異なります。

※別途振込手数料が必要です。



② 収集日の前日までに

ポックルくろだおクリーンセンター
に収集を申し込んでください。
(戸別収集に伺います。)

☎ 0826-23-1120

- 収集、自己搬入に関わらず、家電1台につき収集運搬料金が必要です。
- 機器の中の物は、取り出しておいてください。
- 収集日はごみ収集カレンダー等でご確認ください。

ごみを自分で搬入する方法

家庭ごみを自分で持ち込むことができます。(予約不要。町内で発生したごみに限ります。)ご自身でポックルくろだおクリーンセンターへ搬入し、ご自身で荷おろししてください。ポックルくろだおクリーンセンターで処理できないものは持ち込めません。

搬入先 ポックルくろだおクリーンセンター
所在地 安芸太田町大字穴 1456 番地 1
☎ 0826-23-1120



搬入時間 月曜日から金曜日(祝・祭日を除く)
9:00~12:00 13:00~16:30
※年末年始はご確認ください。
※時間外の受付はできません。

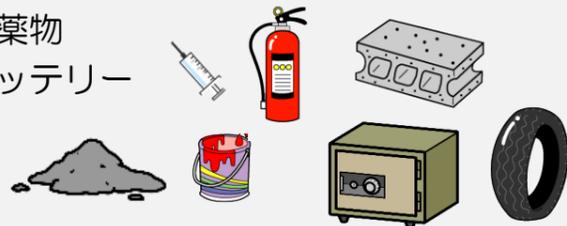
手数料 10kg単位の従量制
※ごみの区分によって手数料が異なります。
※家庭ごみ指定袋に入れて持ち込む場合は、手数料はかかりません。

注意事項 分別して持ち込んでください。

収集できないごみ

- 産業廃棄物
- 医療系廃棄物
- タイヤ
- 耐火金庫
- コンクリート塊
- 消火器
- 農薬
- 廃油
- 劇薬物
- バッテリー
- 灰
- 自動車
- バイク
- 中身の入っている塗料缶
- トナーカートリッジ
- プロパンガスボンベ
- 石膏ボード

など



これらに関しては、購入された業者、販売店などへお問い合わせください。

パソコン対象機器

- デスクトップパソコン
- ノートパソコン
- CRT ディスプレイ
- 液晶ディスプレイ
- 一体型パソコン



PC リサイクル対象のため収集を行いません。販売店、パソコンメーカーまたは、下記までお問い合わせください。

(一社) パソコン3R 推進協議会
☎ 03-5282-7685
ホームページ <https://www.pc3r.jp/>

不法投棄は犯罪です 不法投棄を「しない」「させない」 環境をつくりましょう!



安芸太田町では、定期的に町内パトロールを行い、不法投棄の防止・早期発見に努めています。

「不法投棄」とは山林や道路わきなどに「ごみ」を放置・投棄する行為で、法律で禁止されています。

不法投棄によって、悪臭や害虫の発生、有害物の漏洩による水質汚濁や土壌汚染が懸念され、近年では、不法投棄が原因とされる大規模な災害が発生しています。

法律に違反して、廃棄物を捨てた者には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。(法人の場合は3億円以下の罰金)

不法投棄は、「投棄した者」が処理責任を負うのが原則ですが、「投棄した者」が判明しない時は、その土地の所有者等に処理責任が発生します。

ご自身の所有もしくは、管理する土地を定期的に見回りや、草刈りをするなど「不法投棄をさせない」環境をつくりましょう。

美しい環境を未来へ引き継ぐことは、今、この時代を生きる私たちの責任です。

不法投棄を発見したら、まず、ご連絡ください



衛生対策室 ☎ 0826-23-1120		山県警察署 ☎ 0826-22-0110	
住民課 ☎ 0826-28-2116	加計支所 ☎ 0826-22-1111	筒賀支所 ☎ 0826-32-2121	

ごみの野焼き・自宅焼却はやめましょう



野焼きは、原則禁止されています

野焼きは、法律により、地域行事のとんどや農業を営むためにやむを得ないもの等の例外を除き、禁止されています。法律に違反して焼却すると刑罰の対象となることがあります。

引っ越しごみ及び一時多量ごみについて

SDGs(持続可能な開発目標)“2030年までに達成すべき17の目標



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsとは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

廃棄物と関係のあるSDGsの目標

- 2 飢餓をゼロに**
 - ・2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食材を十分に得られるようにする。
- 11 住み続けられるまちづくりを**
 - ・2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- 12 つくる責任 つかう責任**
 - ・2030年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



- 引っ越しごみ及び一時多量ごみを処分するときは、許可業者へお問い合わせください。引っ越し等で、多くのごみをすぐに処分しなければならないときや、ごみを自分で運べない場合は、安芸太田町一般廃棄物収集運搬業の許可をもつ業者へ依頼してください。
- 無許可の事業者にごみ処理を依頼することは、違法です。**
- ごみの処分は、きちんと町の許可を保有した業者へ依頼してください。

事業ごみ(事業系一般廃棄物)の出し方

事業ごみ(事業系一般廃棄物)は家庭ごみ集積場所に出すことはできません。次のいずれかの方法で事業ごみを処分してください。

- **町内許可業者に収集運搬を依頼**
 - ・事業ごみ指定袋に入れ、許可業者に収集を依頼してください。
 - ・それぞれの分別区分ごとに袋に入れて出してください。
 - ・収集運搬料金は許可業者にご確認ください。
- **事業者自ら搬入**
 - ・分別のうえ持ち込んでください。
 - ・事業ごみ指定袋に入れて持ち込む場合は、手数料はかかりません。
 - ・事業ごみ指定袋を使用しない場合は、分類ごとの従量制で手数料を徴収します。

- ・ **ごみの分別は基本的に家庭ごみと同じです。産業廃棄物に該当するものは持ち込めません。**
- ・ **事業所の粗大ごみ・家電製品など受入のできないものもあります。**
- ・ **事業ごみの場合、「シュレッダー紙」は「資源ごみ」で回収します。シュレッダー紙のみにして出してください。**

安芸太田町一般廃棄物収集運搬業許可業者

業者名	電話番号
西部環境有限会社	0120-114-227, 0826-28-1888
有限会社西部パブリック	0826-22-2122

※許可業者によって、提供するサービスや価格が異なります。詳しくは、各業者にお問い合わせください。

家電や粗大ごみなど、廃棄物の処分に「無許可」回収業者を利用しないでください！

家庭から出る家電や粗大などのごみを、町の許可や委託を受けずに回収業者が収集することは法律で認められていません。**産業廃棄物処理業の許可や古物商の許可では回収できません。**高額な処理料金を請求される事例もあります。適正な処分にご協力をお願いいたします。

※ごみのイラストは経済産業省内「3R政策」のサイト内にある「ごみイラスト素材集」より使用しています。